行政財産（物品）の使用に係る覚書

　飯山市の行政財産（物品）の使用について、飯山市長　江沢岸生（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

記

１　使用条件

（１）使用目的は「令和6年能登半島地震　災害ボランティア活動支援のため」に限る。

（２）使用期間は、令和６年　　月　　日～令和６年　　月　　日までとする。

（３）使用料の額は、無償とする。

（４）転貸しないこと。

２　破損等

（１）乙は、物品に破損が生じた場合は、必ず甲に報告しなければならない。

（２）物品の破損に対する費用等弁償は、甲乙で協議し負担を決定する。

（３）物品の使用にかかる事故で、他の者に危害を負わせた場合は、乙の責任において相手方に対し誠意をもって対応するとともに、甲に必ず報告すること。

令和６年　　月　　日

甲　　　飯山市大字飯山１１１０番地１

飯山市長　　江　沢　岸　生

乙　　　飯山市大字

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 団体名

代　表